

「データ創出・活用型マテリアル研究開発プロジェクトのF S実施機関」 Q & A

*オレンジ色部分(5月20日HP更新), 青色部分(5月27日HP更新)

質問	回答
事業内容について	
1 研究代表者が材料創製グループのGLであることは必須であるか。	必須です。
2 PLは1人でも申請可能か。	研究課題案としてご記載いただく2課題のPLについては、同一人物でも、それぞれ別の人物でも構いません。
3 企画マネージャーは准教授クラス以上とあるが、もう少し具体的な規定はあるか。	事務面を中心に拠点全体のマネジメントが求められるため、准教授以上が望ましいですが、それに資する能力があれば、それ以下の役職でも構いません。
4 研究代表者は、拠点運営に常に意を用いる専任の研究代表者とあるが、これはエフォート100%という意味か。	拠点全体を運営するためのエフォートを確保できるという意味であり、エフォート100%という意味ではございません。
5 研究課題は実施期間3年程度とあるが、3年毎にSG(ステージゲート)が実施されるということか。	研究代表者の任期は、事業実施期間内を想定していますが、拠点で取り組む各課題については、3年を目安に、進捗状況を見て、取り組む研究課題の継続・改廃判断をしていくことを想定しています。
6 公募要領には、材料創製・計測評価グループには民間企業からアドバイザーとして参画することが望ましいと記載されているが、民間の場合、人事異動等で後任に代わってもらうことが頻繁に起こることが想定されるが、それは可能か。	可能です。
7 採択となった場合、FS期間中に、PD・POとやりとりがあった上で、11月中にワークショップを開催するというスケジュール感か。	採択機関が決定後に、プログラム運営委員会を開催する予定です。その後に、拠点主催のワークショップを11月までに開催していただきます。
8 FS採択拠点の本格実施移行に関して、FSに採択されても本格実施に移行できないケースはありえるのか。	本公募はFS実施機関を対象とした公募であり、本格実施に移行することが確約されたものではございません。本格実施の詳細については、財務当局との協議等を経て、内容が決まることとなります。その上で、令和4年度以降に本格実施の

		構想が実現した場合は、改めて本格実施機関を公募することを想定しており、F S 実施機関から本格実施に移行できない機関が発生するケースは起こりえます。
9	F S に採択されていなくても、本格実施の機関として採択されるケースはあるのか。	本格実施の詳細については、財務当局との協議等を経て、内容が決まることとなります。その上で、本格実施する機関については、改めて公募することを想定していますので、F S に採択されていなくても、本格実施の機関として採択されるケースは起こりえます。
10	副拠点長の設置に関しては、特に制限されるものではないと考えてよいか。	副拠点長の設置に関しては、制限されるものではございません。
11	研究代表者が P L を務めることは可能か。	可能です。
12	企業の方が P L や G L を務めることは可能か。	可能です。
13	本格実施にあたって、4 グループ体制の構築は必須か。例えば理論計算グループが無い体制は可能か。	必須です。①材料創製、②計測評価、③理論計算、④データ活用促進グループの4グループ体制を構築して下さい。
14	企画マネージャーは P L を兼ねることも可能か。	可能です。
15	研究代表者が、材料創成グループと他のグループの G L を兼ねることはできるか。	公募要領上、G L を兼任することについて制限はしておりませんが、機関を越えた連携のもと、研究開発を推進する体制（公募要領 P 6）を構築することを想定している点をご留意ください。
16	各機関の代表者の職位について、制限はあるか。	制限は設けておりません。
17	F S から本格実施への移行の際に、連携機関を追加することは可能か。	令和4年度以降の本格実施が実現した場合の予算規模・課題数に関しては、一切確定していません。
18	F S における企業アドバイザーの定義や役割が明文化されているものはあるか。	公募要領（P 1 1）に以下のように記載しております；「材料創製・計測評価グループには、実用化の視点を活動に反映させるために、民間企業の研究者が構成員あるいはアドバイザーとして参画することが望ましい。」。

19	企業アドバイザーのF Sでのオブリゲーションは。	企業アドバイザーのF Sでのオブリゲーションは設定しておりませんが、公募要領（P 8）記載の通り、ワークショップにおいて、産業界から当該研究課題に対する期待についてのプレゼンテーションが求められるという点をご留意ください。
20	F Sにおいて、同一機関の異なる代表者が、複数の代表機関の連携機関となることは可能か。	可能です。
21	連携機関の事務担当者については記載が必須か。空欄でも問題ないか。必須の場合は、代表者と事務担当者と同一の人物を記載してもよいか。	事務担当者の記載は必須となります。連携機関の代表者が、事務担当者を兼務することに制限は設けておりません。
経理・契約・様式等について		
1	代表機関からの申請は1つに限定されるのか。	代表機関からの申請数に関しては、制限はございません。
2	本格実施以降の予算規模はどの程度を想定して、研究課題案を作成すればよいか。	具体的な予算規模は一切確定していませんが、目安として、今年度終了予定の元素戦略プロジェクトと同程度を想定して、研究課題案を作成下さい。
3	研究課題案は1課題でも申請可能か。	研究課題案は必ず2課題ご記載下さい。
4	申請書様式に、GLや主任研究員を記載する欄はないが、どこに記載すればよいか。	具体的なGLや主任研究員はF Sの実施過程で具体化していくことを想定していますが、公募申請時点ですでに想定される人物がいる場合は、様式2-1, 2-2の各グループの役割欄にご記載下さい。
5	申請書に研究課題案1と2以外の課題を記載する欄はあるか。	研究課題案1と2以外の課題については、様式2-3のF Sで検討するその他の課題案に簡易的にご記載下さい。
6	可能性がある課題については、記載しておいた方がいいのか。	申請書では、具体的な課題案の記載は2つに制限していますが、その他の課題案についても、よりF Sの内容が具体化されるため、様式2-3にご記載下さい。
7	1つの連携機関から複数のグループに所属する研究者がいる場合でも、代表者を1名決めるということか。	各連携機関の代表者には、ワークショップに参加いただくことを想定していますので、F S公募の申請書においては、代表者1名をご記載下さい。

		また、連携機関における代表者に記載 いただいていないその他の研究者の方々 に関して、ワークショップへの参加が制 限されるものではないことにご留意下さ い。
8	申請書には、マテリアルの重要技術領域 の記載箇所にメインとサブと書いてある が、最大2つ選択というのは、メイン1 つとサブ1つという理解でよいか。	メイン1つ、サブ1つという理解で間違 いございません。
9	F Sで執行する予算は、申請書に記載し た研究課題案1と2に関するワークショ ップに限定されるのか、その他に書いた 課題についてもワークショップで執行で きるという認識でよいか。	F Sで執行する予算については、申請書 に記載いただいた研究課題案1と2に制 限されるものではなく、それ以外の研究 課題案についてもワークショップ等で支 出することは可能です。
10	契約について、拠点と連携機関があつて 連携機関がお金を使う場合は、再委託契 約が必要か。例えば、再委託契約をせず に、連携機関の博士課程の学生に対して、 拠点から連携機関へ費用を支出するこ とは可能か。	再委託契約がなければ、人件費の支出は できませんので、再委託契約の締結が必 須です。一方、謝金については、再委託契 約がない場合でも支出可能です。
11	本事業は、データ中核拠点へのデータ登 録等の連携が肝になると思うが、F S公 募の申請書提出時点では、データ中核拠 点とのやり取りは必要なく、代表研究者 がこうしたいと思っていることを記載す ればよいか。	データ中核拠点等でのデータの取扱い等 の議論がスタートしたところであり、そ こにどのようなデータを入れていくのか を決めていくことは、スケジュール的に 難しいため、今回の申請では、各機関に おいて将来的にどのようなデータに関す る連携をしていくのかを示していただく ことが大事であると考えています。将来 的には、データについて国全体で取り組 んでいくことを想定していますので、そ れを視野にいれた提案をしてください。
12	重要技術領域1つに対して、研究課題案 を2つ提案するという意味か。重要技術 領域が2つでも研究課題案は2つという ことでもよいのか。	本申請では、研究課題案として2課題の 具体的な内容を様式2-1、2-2にご 記載下さい。重要技術領域を2つ選択さ れている場合でも具体的にご記載いた だく研究課題案は2つで構いません。
13	研究課題案として具体的に記載する2課 題が、選択した2つの重要技術領域のい ずれかに片寄ってもよいのか。	重要技術領域を2つ選択した場合におい て、そのケースは考えにくいと思いま すが、いずれかに片寄ることを制限するも

		のではありません。
14	本格実施に移行した場合、F Sで提案がないものが加わっても問題ないのか。	令和4年度以降の本格実施が実現した場合の予算規模・課題数に関しては、一切確定していません。
15	研究課題は、マテリアルの種類ごとに立ち上がるので、数件が候補として考えられるが、ご指定の様式は2-1と2-2しかなく、2つにまとめて提案すればよいということか。	F S公募申請においては、具体的な研究課題案については、2つご記載下さい。その他の研究課題案については、様式2-3に簡易的にご記載下さい。 F Sが開始しますと、公募要領2-6のイメージに沿って、複数の研究開発課題について、具体化していただくことを想定しています。
16	具体的に記載する2つ研究課題案は、対象領域に対応すると理解すべきか。	ご選択いただく重要技術領域に紐づく研究課題案を具体的に2つ、様式2-1と2-2にご記載下さい。
17	申請書類の様式7の誓約書について変更があったが、変更前の様式ですすでに準備した場合も差し替える必要があるか。	変更前の様式7の誓約書で提出いただいで結構です。
18	F S期間中にアドバイザーになって頂く企業の情報が文科省などのHPに公表されることはあるか。	アドバイザーとなって頂く企業の情報を、文部科学省のHPに公表する予定はございません。
19	アドバイザーへの委嘱状は採択決定後に代表機関から発行することになるか。	ご質問のとおり、採択決定後に手続きいただくこととなります。なお、アドバイザーとの委嘱に関する手続き方法については、代表機関の方針に沿って、手続きをお願いします。
20	様式2-3は複数ページとなっても構わないか。	様式2-3に、1ページ以内の枚数制限は設けておりません。
21	本事業に採択された場合、連携機関に必ず経費を計上する必要があるか。人件費・旅費・開催費等の経費について、代表機関に集約するのが効率的とも考えられ、連携機関において経費の計上が発生しないような可能性も存在するか。	以下のように、場合によっては、連携機関において経費の計上が発生します。 (1) 連携機関が、直接ワークショップを開催するのではなく、代表機関のアドバイザー的に参画する場合：代表機関がワークショップを開催するという位置づけになるため、代表機関が開催経費に加えて、旅費や謝金を支払うことが可能です。ただし、人件費は雇用関係のある場合のみ支給可能となります。

		<p>(2) 連携機関が、直接ワークショップを開催する場合：代表機関から連携機関に対して再委託契約が必要になります。人件費・旅費・開催費等の経費は、連携機関から支出されることとなります。</p>
22	上記 2 1 の場合、連携機関といえるか。	連携機関として頂いて構いません。
23	公募申請書類「想定される連携機関の基本情報（様式 1 - 2）」の記載について、たとえ「想定」の代表者であっても本人の了承なしでは記載できない、という認識でよいか。	ご質問のとおり、連携機関は「想定」ではございますが、公募要領（P 1 9）に記載の通り、連携機関の原則として代表者にはワークショップに参加いただくことが求められます事にご留意ください。
24	アドバイザーでない企業でもワークショップには参加できるか。その場合、アドバイザー企業と、そうでない企業の違いは。	<p>連携機関の代表者にはワークショップへ参加して頂きますが、その他の方々の参加に関しての制限はございません。</p> <p>また、ワークショップは、拠点で取り組む研究課題における成果の橋渡し先となる産業界とのコミュニティ形成も目的としているため(公募要領 P 8)、アドバイザー企業以外の企業が参加されるケースも想定しております。</p>
25	代表機関の長による申請書や、様式 3 - 1 に関して、機関長は領域長などでもよいか。	代表機関は、「機関の長」と連名で申請することが必須となっております(公募要領 P 1 8)。
26	代表機関の長による申請書に関して、公印は不要か。	不要です。
27	e-Rad 上で応募情報の入力を行う際に、「2.研究組織情報の登録」という項目があるが、F Sに参加するメンバー全員を入力する必要があるか。それとも、代表機関の研究者 1 名のみ入力があればよいか。	「2. 研究組織情報の登録」項目では、代表機関、ならびに、連携機関の情報（理事長名など）を入力ください。その際、研究者人数を入力頂くと、研究参加者の情報を入力する別ウィンドウが開きますが、ここに F S 参加メンバー全員分の情報を入力頂くか否かは任意となっております。
28	「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写しを提出とあるが、代表機関のみでよいか。あるいは連	代表機関のみで構いません。

	携機関分も必要か。	
29	面接審査において、研究代表者以外の同席者は決まっているか。	研究代表者、ならびに、代表機関の経営層を想定しております。
30	様式1-2の連携機関情報として「担当グループ」を選ぶ欄があるが、ここは各機関あたり複数選んでも問題ないか。	複数選択頂いて構いません。
31	代表機関の事務担当者は、F S申請時でも、正規職員である必要があるか。	F Sにおいても、本格実施が実現した際の拠点運営の在り方（公募要領P11）を前提に拠点体制を検討頂くため、必須となります。
32	公募要領の7.20及び7.22の「体制整備等自己評価チェックリスト」、「研究不正行為チェックリスト」に関して、提出は契約書の日付までに行う必要があるか。それとも、実際に契約書に押印が完了するまでにチェックリストを提出すれば足りるか。	両方のチェックリストの提出期限は、「実際に契約書に押印が完了するまで」ではなく、「契約書の日付まで」となります。
33	様式2-1、2-2の「重要技術領域」の記載について、メインの領域については、様式に記入されている通り、様式1-1の記載した「重要技術領域」から選択する必要があるかと思うが、サブの領域については「任意」なので、様式1-1の記載に制限されず選択できるということによいか。	様式1-1には、メイン欄に1つ、サブ欄に1つ、併せて最大2つの「重要技術領域」を選択・記載ください（サブは任意）。様式1-1のサブ欄に記載された場合でも、様式2-1、2-2のサブ欄に記載頂くかは任意となっております。